

兵庫県公報

令和7年6月13日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
○ 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例（危機管理部総務課）	6
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（ユニバーサル推進課）	6
○ 不妊症等に関する支援推進条例（健康増進課）	6
○ 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	9
○ 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（同）	9

公布された法令のあらまし

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、事業主に対し仕事と育児・介護の両立支援制度に関する情報の提供等が義務付けられることを踏まえ、並びに国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件等との均衡を考慮し、仕事と生活の両立支援の拡充のため、所要の措置を講ずることとした。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第29号）

兵庫県防災会議での審議において、様々な分野の有識者からの多様な視点による意見を反映させ、もって防災減災対策を充実させるため、同会議の委員の定数に係る規定について所要の整備を行うこととした。

◎法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設され、就労選択支援に係る基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業並びに障害福祉サービス事業の設備、運営等に係る基準を条例で定めることとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎不妊症等に関する支援推進条例（条例第31号）

結婚並びに妊娠及び出産における個人の自由な意思を尊重しつつ、地域社会の構成員が各々の役割を自覚し、社会全体で不妊症等に関する支援をより一層推進していくため、この条例を定めることとした。

1 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- 「不妊症」とは、妊娠を希望し、避妊をしないで性交を反復している男女が、おおむね1年以上妊娠しない状態をいう。
- 「不育症」とは、流産、死産又は生後1週間以内の新生児の死亡を2回以上繰り返す状態をいう。
- 「不妊症等」とは、不妊症及び不育症をいう。
- 「生殖補助医療」とは、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律に規定する生殖補助医療をいう。
- 「プレコンセプションケア」とは、県民が性及び健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む

自らの将来を考え、健康管理を行うことをいう。

2 基本理念

- (1) 不妊症等に関する支援は、保健、医療その他の各関連分野における専門的な知見に基づいて、総合的に取り組むことにより推進されなければならないものとする。
- (2) 不妊症等に関する支援は、県民が不妊治療又は不育治療（不育症に係る治療をいう。）（以下「不妊治療等」という。）と就労その他の社会生活とを両立することができ、安心して不妊治療等を受けることができる環境を整備することを目指して推進されなければならないものとする。
- (3) 不妊症等に関する支援は、年齢、性別、心身の状態その他県民それぞれが置かれている状況に応じた必要な支援が受けられるよう、県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならないものとする。
- (4) 不妊症等に関する支援は、県、市町、医療関係者、他人を使用して事業を営む者（以下「事業者」という。）、教育関係者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならないものとする。

3 県の役割

- (1) 県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不妊症等に関する支援を推進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 県は、地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するため、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者と相互に連携を図りながら、不妊症等に関する支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市町の役割

市町は、基本理念にのっとり、県が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力するとともに、その地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

5 医療関係者の役割

医療関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力し、良質かつ適切な不妊治療等を提供するよう努めるものとする。

6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が不妊治療等と就労とを両立することができるよう配慮するとともに、職場における不妊症等に関する理解を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 教育関係者の役割

教育関係者は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生が性及び健康に関する十分な知識を持ち、並びに食生活、運動、休養等についての健康な生活習慣の確立を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、妊娠、出産及び不妊症等に関する十分な知識を持ち、不妊治療等を受ける者（以下「当事者」という。）又は不妊治療等を受けた者及びこれらの者の家族（以下「当事者等」という。）に対する理解を深めるよう努めるものとする。

9 不妊治療等の充実

- (1) 医療関係者は、相互に連携を図り、当事者の心身の状態に応じた不妊治療等の提供に努めるものとする。
- (2) 生殖補助医療の提供を行う医療機関は、不妊治療等において先進的な医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第2各号又は第3各号に掲げる先進医療のうち、不妊治療等に係るものをいう。）を提供する体制の充実に努めるものとする。
- (3) 県は、県民が安心して不妊治療等を受けられる環境づくりを推進するため、不妊治療等の実態を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

10 プレコンセプションケアの推進

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、妊娠、出産及び不妊症等に関する知識並びに当事者等に関する理解を県民が深めることができるよう、相互に連携し、プレコンセプションケアの推進に努めるとともに、その推進を図るために必要な環境の整備に努めるものとする。

11 定期健診等の推進

県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、定期的な健康診断及び不妊症等に係る検診（以下「定期健診等」という。）の必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、県民が定期健診等を受けやすい環境の整備に努めるものとする。

12 その他不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のための措置

県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者は、不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進等のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

13 相談機能の強化

(1) 県は、県民に対して県、市町その他の関係機関が設置する不妊症等に関する相談窓口を周知するとともに、不妊症等に関する相談機能の強化を図るものとする。

(2) 県、市町及び事業者は、当事者等だけでなく、当事者等以外の者が当事者等に対する支援等に関して相談することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(3) 医療関係者は、不妊症等に関する相談に適切に対応するものとする。

(4) 県、市町、医療関係者及び事業者は、不妊症等に関する相談に係る個人情報適正に取り扱うとともに、プライバシーの保護に十分に配慮するものとする。

14 不妊治療等と就労の両立

(1) 県は、事業者に対し、不妊治療等を受けながら就労の継続を図るための知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、不妊治療等と就労との両立の推進に取り組むものとする。

(2) 事業者は、その従業員が不妊治療等と就労を両立できるよう、柔軟な働き方の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

15 その他不妊症等に関する支援に係る環境を整備するための措置

県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者は、不妊症等に関する支援に係る環境を整備するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定

県は、不妊症等に関する支援に係る施策の計画的な推進を図るため、次に掲げる県が定める計画において必要な事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画

(2) こども基本法に規定する都道府県こども計画

(3) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の規定により政府が定める成育医療等基本方針に基づき策定する計画

17 行財政上の措置等

県は、不妊症等に関する支援を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

18 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

◎選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、都道府県選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準が引き上げられたことに伴い、選挙長等の報酬の額を引き上げることとした。

◎兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。

条

例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第28号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 休暇（第14条―第21条）」

を

「第4章 休暇（第14条―第21条）」

第4章の2 職員に対する意向確認等（第21条の2―第21条の4）」

に改める。

第11条の2第4項中「この項において」を削り、「その他人事委員会規則で定める者」の右に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第21条の次に次の章名及び3条を加える。

第4章の2 職員に対する意向確認等

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第21条の2 任命権者は、職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第27条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等に係る請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 子育て支援条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等に係る請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した場合においては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第21条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等に係る請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条の4 任命権者は、前条に定めるもののほか、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備

第23条第1項中「及び第20条」を「、第20条及び第21条の2から第21条の4までの規定」に改め、同条第

2 項中「第20条」の右に「、第21条の2から第21条の4まで」を加える。

(職員の子育て支援に関する条例の一部改正)

第2条 職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の6」に改める。

第21条第2号中「及び勤務時間」を削る。

第22条の見出し中「育児部分休業」を「第1号育児部分休業」に改め、同条第1項中「第19条第1項の規定による承認(以下「育児部分休業の承認」という。))は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号育児部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項中「育児部分休業の承認」を「第1号育児部分休業の承認」に改め、同条第3項中「この項において同じ」を「同じ」に、「育児部分休業の承認」を「第1号育児部分休業の承認」に改め、第2章中同条の次に次の5条を加える。

(第2号育児部分休業の承認等)

第22条の2 育休法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号育児部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて第2号育児部分休業の承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて第2号育児部分休業の承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児部分休業の請求に係る1年の期間)

第22条の3 育休法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(第2号育児部分休業の取得時間の上限)

第22条の4 育休法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児部分休業の請求の申出の内容を変更することができる特別の事情)

第22条の5 育休法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、同条第2項の規定による申出をした職員の配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、当該職員が配偶者と別居したことその他の当該申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより、同条第3項の規定による変更(以下「申出内容の変更」という。))をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(育児部分休業の承認の取消事由)

第22条の6 育休法第19条第6項において準用する育休法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が申出内容の変更をしたときとする。

第23条第1項第3号中「育児部分休業の承認」を「第1号育児部分休業又は第2号育児部分休業の承認」に改める。

第29条中「第26条」の右に「から第28条までの規定」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第21条の2第2項又は第21条の3第2項の規定による措置は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前においても、これらの規定の例により講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日においてそれぞれこれらの規定により講じられたものとみなす。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の職員の子育て支援に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

~~~~~

兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県条例第29号

##### 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例

兵庫県防災会議条例（昭和37年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「58人」を「75人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後最初に任命される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第6号から第8号までに掲げる者をもって充てる兵庫県防災会議の委員の任期は、兵庫県防災会議条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、令和8年12月31日までとする。

~~~~~

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第30号

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第162条の5」の右に「、第173条の9」を加え、同条第5項及び第6項中「第171条の4」の右に「、第173条の9」を加える。

第13条第1項、第5項及び第6項中「第61条」の右に「、第61条の8」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

~~~~~

不妊症等に関する支援推進条例をここに公布する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県条例第31号

##### 不妊症等に関する支援推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進（第9条—第12条）

第3章 不妊症等に関する支援に係る環境の整備（第13条—第15条）

第4章 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定（第16条）

第5章 雑則（第17条・第18条）

附則

加齢に伴って妊娠するために必要な能力は低くなり、不妊症等となる可能性は高まること及び不妊症等の原

因は男女ともにあることが明らかとなっている。そのため、妊娠を希望する者は、早期に不妊症等に係る検診を受けることが望ましい。

また、不妊治療が県民にとって身近になる中で、生殖補助医療により出生した子の割合は、増加の傾向にあり、不妊症等に関する支援の必要性が高まっている。

兵庫県では、これまで、県民一人一人の主体的な心身の健康づくりを推進するとともに、不妊症等に関する知識の普及及び啓発、専門的な知識を有する医師等による相談の実施その他の不妊症等に関する支援を受けられる環境の整備に取り組んできた。

しかしながら、不妊症等について、必要な情報の提供及び希望する治療を必要に応じて受けられる体制の整備が不十分なこと、不妊症等の治療についての理解が得られないこと等から、不妊症等の治療を断念する者もいる。また、不妊症等の治療は長期間にわたることも多いことから、治療を受ける者の身体的、精神的及び経済的な負担も大きいという課題もあり、これらを解決するための取組の促進が求められている。

これらの状況を踏まえ、結婚並びに妊娠及び出産における個人の自由な意思を尊重しつつ、地域社会の構成員が各々の役割を自覚し、社会全体で不妊症等に関する支援をより一層推進していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

第1条 この条例において「不妊症」とは、妊娠を希望し、避妊をしないで性交を反復している男女が、おおむね1年以上妊娠しない状態をいう。

2 この条例において「不育症」とは、流産、死産又は生後1週間以内の新生児の死亡を2回以上繰り返す状態をいう。

3 この条例において「不妊症等」とは、不妊症及び不育症をいう。

4 この条例において「生殖補助医療」とは、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）第2条第1項に規定する生殖補助医療をいう。

5 この条例において「プレコンセプションケア」とは、県民が性及び健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うことをいう。

### (基本理念)

第2条 不妊症等に関する支援は、保健、医療その他の各関連分野における専門的な知見に基づいて、総合的に取り組むことにより推進されなければならない。

2 不妊症等に関する支援は、県民が不妊治療又は不育治療（不育症に係る治療をいう。）（以下「不妊治療等」という。）と就労その他の社会生活とを両立することができ、安心して不妊治療等を受けることができる環境を整備することを目指して推進されなければならない。

3 不妊症等に関する支援は、年齢、性別、心身の状態その他県民それぞれが置かれている状況に応じた必要な支援が受けられるよう、県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならない。

4 不妊症等に関する支援は、県、市町、医療関係者、他人を使用して事業を営む者（以下「事業者」という。）、教育関係者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならない。

### (県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不妊症等に関する支援を推進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するため、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者と相互に連携を図りながら、不妊症等に関する支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### (市町の役割)

第4条 市町は、基本理念にのっとり、県が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力するとともに、その地域の特性に応じた不妊症等に関する支援を推進するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### (医療関係者の役割)

第5条 医療関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する不妊症等に関する支援を推進するための施策に協力し、良質かつ適切な不妊治療等を提供するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が不妊治療等と就労とを両立することができるよう配慮

するとともに、職場における不妊症等に関する理解を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育関係者の役割）

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生が性及び健康に関する十分な知識を持ち、並びに食生活、運動、休養等についての健康な生活習慣の確立を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、妊娠、出産及び不妊症等に関する十分な知識を持ち、不妊治療等を受ける者（以下「当事者」という。）又は不妊治療等を受けた者及びこれらの者の家族（以下「当事者等」という。）に対する理解を深めるよう努めるものとする。

## 第2章 不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進

（不妊治療等の充実）

第9条 医療関係者は、相互に連携を図り、当事者の心身の状態に応じた不妊治療等の提供に努めるものとする。

2 生殖補助医療の提供を行う医療機関は、不妊治療等において先進的な医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）第2各号又は第3各号に掲げる先進医療のうち、不妊治療に係るものをいう。）を提供する体制の充実に努めるものとする。

3 県は、県民が安心して不妊治療等を受けられる環境づくりを推進するため、不妊治療等の実態を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

（プレコンセプションケアの推進）

第10条 県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、妊娠、出産及び不妊症等に関する知識並びに当事者等に関する理解を県民が深めることができるよう、相互に連携し、プレコンセプションケアの推進に努めるとともに、その推進を図るために必要な環境の整備に努めるものとする。

（定期健診等の推進）

第11条 県、市町、医療関係者、事業者及び教育関係者は、定期的な健康診断及び不妊症等に係る検診（以下「定期健診等」という。）の必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、県民が定期健診等を受けやすい環境の整備に努めるものとする。

（その他不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のための措置）

第12条 前3条に定めるもののほか、県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者は、不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 不妊症等に関する支援に係る環境の整備

（相談機能の強化）

第13条 県は、県民に対して県、市町その他の関係機関が設置する不妊症等に関する相談窓口を周知するとともに、不妊症等に関する相談機能の強化を図るものとする。

2 県、市町及び事業者は、当事者等だけでなく、当事者等以外の者が当事者等に対する支援等に関して相談することができる体制を整備するよう努めるものとする。

3 医療関係者は、不妊症等に関する相談に適切に対応するものとする。

4 県、市町、医療関係者及び事業者は、不妊症等に関する相談に係る個人情報情報を適正に取り扱うとともに、プライバシーの保護に十分に配慮するものとする。

（不妊治療等と就労の両立）

第14条 県は、事業者に対し、不妊治療等を受けながら就労の継続を図るための知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、不妊治療等と就労との両立の推進に取り組むものとする。

2 事業者は、その従業員が不妊治療等と就労を両立できるよう、柔軟な働き方の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他不妊症等に関する支援に係る環境を整備するための措置）

第15条 前2条に定めるもののほか、県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者その他の関係者は、不妊症等に関する支援に係る環境を整備するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4章 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定

第16条 県は、不妊症等に関する支援に係る施策の計画的な推進を図るため、次に掲げる県が定める計画にお



いて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に規定する都道府県行動計画
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定する都道府県こども計画
- (3) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項の規定により政府が定める成育医療等基本方針に基づき策定する計画

#### 第5章 雑則

（行財政上の措置等）

第17条 県は、不妊症等に関する支援を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

~~~~~

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第32号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,800円」を「12,200円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票及び審査について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票及び審査については、なお従前の例による。

~~~~~

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 兵庫県条例第33号

##### 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。